

祭日 八月十七日 九月十八日

社格 郷社

所在 須坂村(上高井郡須坂町大字須坂)

明治十二年十月上高井郡小山村平民田中士郎遠藤徳右衛門の二名
同村八幡社は古く郡社と稱したるにより復讐の旨本縣へ願出
たれども開局難き指令有し且つ富省の明諭を請ふ旨直願あり依
て數度説諭且つ十二月申本縣へ照會し地方官にて須坂村諏訪社を
以て郡社とせざる徴證たる元須坂藩慶安四年物成帳並に元禄三年
免相帳の二冊を回送させ且つ十三年四月願出に付古田眞義へ照會も發
元年吉田家の許狀(慶安神社)と云ふものも附記され其旨も發
し彼此取調の末同年六月十八日須坂村並に小山村八幡社等
監議の旨有之爾來共式内未定神社と可心得旨本縣へ達しあり

越智神社

祭神 可美摩遲命

今按新撰姓氏錄越智直石上朝臣同祖神饒速日命之後也と
あるによらば越智直の祖神饒速日命を祭れるならん歟さ
れど今姑く社傳に従ふ

祭日 五月六日 六月二十一日 八月二十七日

社格 郷社(明細帳に綿内村は社號小内神社郷社とあり)

所在 綿内村(上高井郡綿内村大字綿内)

今按本社所在一は綿内村小内神社一は幸高村越智神社一
は越村越智神社と云ひて一定せず式社考按云現今稱呼に
よる時は幸高村相當の如なれど寛延年間式社定めの時よ
り互に論争を醸し當時裁決疎漏なるを以て紛紜の説ある
なり此社號は綿内村の上申には確證なしと雖も村内に地

名現存し寛永六年の古帳に越智山組田方名寄帳と題し今
も越智山組と云ひ其地の山を越智山其地の寺を越智山蓮
臺寺と云て昔の神宮寺なるも由あり幸高村は社地に越智
池あり越智清水と云ありとて一小處の名を證としたるは
信じがたく越智の社に至ては式社に非ること幸高村の舊
書類にも所見あり村名の越を越智の文字に附會したるな
れば據るべきものなし姑く綿内村の社を式内と定むべし
と云るに従ふかくて綿内村の神社の舊號越智神社なるを
小内神社と稱したるを今又越智神社なりと云ふは疑はし
きに似たれど地名の確證あること上に云るが如く且同社
上申に寛延式社定の時幸高村にて舊社號越智神社の許可
を得たりと聞驚き居しに同郡式内小内神社は未だ何れよ
りも願出されば右社號を願ひ然るべしと云者あるにより
願出しに許可を得たるを以て夫より小内神社と稱したる
由述たるにて其事實明瞭なり故今附て後考に備ふ

小内神社

祭神 大宜津比賣命

今按本社由緒書に當地近隣諸村は笠原御牧を始め牧場多
きを以て牧馬蕃育農桑祐護の爲に此神を齋き祭れる由云
傳ふとみえたり古事記須佐之男命の大宜津比賣神を殺し
玉へる條に故所殺神於身生物者於頭生蠶於二目生稻種於
二耳生粟於鼻生小豆於陰生麥於尻生大豆云々書紀月讀命

祭日 九月十日

社格 郷社

所在 上下笠原兩村接界之地(下高井郡平岡村大字笠原)

今按本社舊址は上笠原の東北字天神前と云にあり其東方
に接して宜爾畑的場火打田等の字あり舊址の南に散法院
と字する畑地あり是舊神宮寺の古跡にして笠原山本誓寺
と云りとみえたる證とすべし又今の地に遷りしは寛文十
一年洪水によりてのことなる由みえ今現に地名を笠原と
稱し文政中當郡神官一同故障あらざるの調印もあれば本
社と確定すべきこと云までもなし而るに同郡田上村に於
て氏神豐國神社を以て笠原神社に充るの説あり同縣考按
に今田上村の神社を詳密考索するに笠原神社は笠原牧の
舊址を距ること十町餘に過ぎるにても現證あるを田上村
は牧地の二十町餘西北にありて其地接續せざれば笠原神
社と云もの信じ難しと云るに従ふ

小坂神社

祭神

今按本社由緒書に昔淨御原の朝大和宇陀郡より男坂神の
別魂を遷し當地に鎮祭し神田神戸を奉らるゝ由云傳ふと
ありされど男坂神と云は見當らず上に蓋坂神あるを思ふ
に古事記の段 水垣宮 於大坂神祭黑色櫛才とある神を故あ
りて此に祭れるか又大坂神の神田神戸ありし地などにて

笠原神社

祭神 少毘古名命

信濃國 高井郡

の保食神を殺し玉へる條に大神之頂化爲牛馬願上生粟苗
上生置眼中生稗腹中生稻陰生麥及大豆小豆云々とある謂
れによりて古へ貢馬の爲に祭られしものなること著しこ
の大宜津比賣神は保食神と同神にやあらん

祭日 六月二十一日 七月二十七日

社格 郷社

所在 安源寺村 通石原 (下高井郡高丘村大字安源寺)

今按本社由緒上申に安源寺村舊名小内村と唱へ近郷地形
悉く平地にて四方遙に山を隔て其南方古昔の小内郷にて
一里許の間は全く畝形なるを以て乎宇奈と稱し小内の字
を借りたる也北は千曲川南は篠井川を境とし畝の南兩邊
村々八ヶ村は一圓小内郷にて當村は其郷の元村なるか今
も畝傳に通行する道を長畝通りと云ひ二百年前の大道也
然るに葛尾城主村上氏代々當村安源寺歸依寺なりしより
村民多く寺百姓となり小内の名相廢し六川郷と稱しも寛
延三年吉田家にて綿内村の神社へ小内神社號を許可した
る時當社神官より本所に出したる願書に慶長年中より御
裁許狀頂戴小内神社に相違なき由を記し又式社考按に當
社小内神社なることは近隣の村々に於ても異説なしとあ
るもの證とすべし故今之に従ふ